

目黒区景観規則実施要領

平成24年3月27日付け目都計第1619号決定

令和3年4月1日付け目都計第89号決定

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）、目黒区景観条例（平成21年10月目黒区条例第28号。以下「条例」という。）及び目黒区景観規則（平成21年11月目黒区規則第59号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出等)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、別記第1号様式による景観計画区域内における行為の届出書の正本及び副本に、それぞれ、規則第4条第2項第1号に規定する書類及び次に掲げる同項第2号の景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める図書を添付したものの提出により行わなければならない。

- (1) 主要な階の平面図で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 省令第1条第2項第1号ハに規定する当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する彩色が施された配置平面図(植栽計画及び外構計画を含む。)で縮尺100分の1以上のもの
- (3) 省令第1条第2項第1号ニに規定する建築物又は工作物の全ての外壁面に彩色が施された立面図(日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)を表示したものとする。)で縮尺50分の1以上のもの
- (4) 省令第1条第2項第1号イに規定する建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (5) 省令第1条第2項第1号ロに規定する当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (6) 外部仕上使用色一覧表

2 法第16条第2項の規定による届出は、別記第2号様式による景観計画区域内における行為の変更届出書の正本及び副本に、それぞれ、設計又は施行方法の変更がわかる書類及び図書を添付したものの提出により行わなければならない。

3 法第16条第1項の規定による行為を完了したときは、竣工写真並びに撮影位置及び方向を図示した図面を添付した別記第33号様式による景観計画区域内における行為の完了届出書の正本及び副本を提出しなければならない。

4 法第16条第1項の規定による行為を中止したときは、別記第33号様式による景観計画区域内における行為の中止届出書の正本及び副本を提出しなければならない。

(事前協議の手続等)

第3条 条例第15条第1項各号の規定による協議は、別記第8号様式による大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(同項第2号の規定による協議は、同様式による特定大規模建築物等の建築等に係る事前協議書)の正本、副本及び写し4部に、それぞれ、規則第7条第3項第1号から第6号までに規定する書類及び次に掲げる同項第7号の景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める図書及び書類を添付したものの提出により行わなければならない。

- (1) 主要な階の平面図で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 外部仕上使用色一覧表
- (3) 工程表

2 前項の規定にかかわらず、区長は、条例第15条の規定による協議をした行為に係る第1項の届出について、規則第7条第3項に規定する図書及び書類並びに前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(勧告)

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、別記第3号様式による勧告書により行うものとする。
(変更命令及び原状回復等命令)

第5条 法第17条第1項の規定による命令は、別記第4号様式による変更命令書により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、別記第5号様式による原状回復等命令書により行うものとする。

(期間の延長)

第6条 法第17条第4項の規定による通知は、別記第6号様式による期間延長通知書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第7条 法第16条第5項の規定による通知は、別記第7号様式による景観計画区域内における行為の通知書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

2 第2条の規定は、前項の通知について準用する。

(景観重要建造物の指定の提案)

第8条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、別記第9号様式による指定提案書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添付したものの提出により行われなければならない。

(1) 省令第7条第1項第1号に規定する当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(2) 省令第7条第1項第2号に規定する道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

(3) 省令第7条第1項第3号に規定する法第20条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類

(景観重要建造物の非指定の通知)

第9条 法第20条第3項の規定による通知は、別記第10号様式による非指定通知書により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第10条 法第21条第1項の規定による通知は、別記第11号様式による指定通知書により行うものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第11条 法第22条第1項の許可の申請は、別記第12号様式による現状変更許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添付したものの提出により行われなければならない。

(1) 省令第9条第2項第1号に規定する当該行為の設計仕様書及び設計図

(2) 省令第9条第2項第2号に規定する当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(3) 省令第9条第2項第3号に規定する当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

(4) 省令第9条第2項第4号に規定する申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

2 区長は、法第22条第1項の規定による許可をしたときは、別記第13号様式による現状変更許可書により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第12条 法第23条第1項の規定による命令は、別記第14号様式による原状回復等命令書により行うものとする。

(景観重要建造物の滅失又はき損の届出)

第13条 条例第18条の規定による景観重要建造物の滅失又はき損の届出は、別記第15号様式による滅失・き損届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物の所有者等の変更の届出)

第14条 条例第19条第1項の規定による景観重要建造物の届出は、別記第16号様式による所有者変更届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による景観重要建造物の届出は、別記第17号様式による氏名等変更届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

（景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告）

第15条 法第26条の規定による命令は、別記第18号様式による管理に関する命令書により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、別記第19号様式による管理に関する勧告書により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の解除）

第16条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、別記第20号様式による指定解除通知書により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第17条 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、別記第21号様式による景観重要樹木指定提案書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添付したものの提出により行われなければならない。

（1）省令第12条第1項第1号に規定する当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

（2）省令第7条第1項第2号に規定する道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

（3）省令第7条第1項第3号に規定する法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類

（景観重要樹木の非指定の通知）

第18条 法第29条第3項の規定による通知は、別記第22号様式による景観重要樹木非指定通知書により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第19条 法第30条第1項の規定による通知は、別記第23号様式による景観重要樹木指定通知書により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請等）

第20条 法第31条第1項の許可の申請は、別記第24号様式による景観重要樹木現状変更許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添付したものの提出により行われなければならない。

（1）省令第14条第2項第1号に規定する当該行為の施行方法を明らかにする図面

（2）省令第14条第2項第2号に規定する当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

（3）省令第14条第2項第3号に規定する当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真

（4）省令第14条第2項第4号に規定する申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

2 区長は、法第31条第1項の規定による許可をしたときは、別記第25号様式による景観重要樹木現状変更許可書により通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復等命令）

第21条 法第32条第3項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、別記第26号様式による景観重要樹木原状回復等命令書により行うものとする。

（景観重要樹木の滅失又は枯死の届出）

第22条 条例第18条の規定による景観重要樹木の滅失又は枯死の届出は、別記第27号様式による滅失届出書又は枯死届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

（景観重要樹木の所有者等の変更の届出）

第23条 条例第19条第1項の規定による景観重要樹木の届出は、別記第28号様式による景観重要樹木所有者変更届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による景観重要樹木の届出は、別記第29号様式による氏名等変更届出書の正本及び副本を提出して行わなければならない。

（景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第24条 法第34条の規定による命令は、別記第30号様式による景観重要樹木の管理に関する命令書により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、別記第31号様式による景観重要樹木の管理に関する勧告書により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の解除）

第25条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、別記第32号様式による景観重要樹木指定解除通知書により行うものとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 （令和3年4月1日目都計第89号）

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前の様式により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

目黒区長 宛て

届出者(事業主) 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により届け出ます。

※ 目黒区受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(すべての面に、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。
- 3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が景観法第16条第7項各号に該当することとなるもの以外は、別記第2号様式により変更の届出をしてください。
- 4 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

1 行為の場所		地 名 地 番										
		地 域 の 別	基 本 基 準	☐ 住宅地(住居系用途地域) ☐ 住工混在地(工業系用途地域) ☐ 商業地(商業系用途地域)								
			立 地 基 準	☐ 歴史資源周辺 ☐ 公園周辺 ☐ 緑道沿道 ☐ 幹線道路等沿道 ☐ 広域生活拠点周辺								
			特定区域の基準	☐ 目黒川沿川 ☐ 山手通り沿道 ☐ 目黒通り沿道								
2	届 出 対 象 行 為	届 出 対 象 行 為 の 内 容										
届出対象行為の種類、設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)									
		用途				高さ	m		階数	階		
		敷地面積			m ²			延べ面積		m ²		
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相	明度	彩度	() / () / ()					
			強 調 色	色相	明度	彩度	() / () / ()					
			屋 根 色	色相	明度	彩度	() / () / ()					
		許可等を取得する他法令の名称										
	(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合)											
	事前協議書受付番号:							第	号	年	月	日
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)									
用途					築造面積			m ²				
高さ		m										
外観色彩のマンセル値		外壁基本色	色相	明度	彩度	() / () / ()						
			許可等を取得する他法令の名称									
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積			m ²			構築する施設					
	法面及び擁壁の高さ			m			法面及び擁壁の長さ					
				m			m					
	許可等を取得する他法令の名称											

(3面)

3 行為の期間		着手予定日 年 月 日			
		完了予定日 年 月 日			
4 景観に関する情報の提供	種 別	☐ 説明会 (回) ☐ 個別訪問 ☐ その他 ()			
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日から	人数		
		年 月 日まで	人		
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
5 備考					

(日本産業規格A列4番)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

目黒区長 宛て

届出者(事業主) 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		年 月 日 第 号	
2 行為の場所	地名地番		
	地域の別	基本基準	☐ 住宅地(住居系用途地域) ☐ 住工混在地(工業系住居地域) ☐ 商業地(商業系住居地域)
		立地基準	☐ 歴史資源周辺 ☐ 公園周辺 ☐ 緑道沿道 ☐ 幹線道路等沿道 ☐ 広域生活拠点周辺
		特定区域の基準	☐ 目黒川沿川 ☐ 山手通り沿道 ☐ 目黒通り沿道
3 設計又は施行方法の変更の概要		変更前	変更後
4 変更理由			
※ 目黒区受付欄			

(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。
2 設計又は施行方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、目黒区景観条例第13条第2項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

(表)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

変 更 命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

(表)

		第	号
		年	日
様			
		目黒区長	印
原 状 回 復 等 命 令 書			
第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、景観法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。			
記			
1	原状回復等命令の対象となる行為		
2	命令の理由		
3	とるべき措置		
4	履行期限		
	年	月	日
5	報告期限		
	年	月	日
6	報告先		
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

様

目黒区長 

期 間 延 長 通 知 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、
下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

3 延長の理由

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

目黒区長 宛て

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

景観法第16条第5項の規定により通知します。

※ 目黒区受付欄

(注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図（すべての面に、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。
- 3 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

1 行為の場所		地 名 地 番				
		地 域 の 別	基本基準	☐ 住宅地(住居系用途地域) ☐ 住工混在地(工業系用途地域) ☐ 商業地(商業系用途地域)		
			立地基準	☐ 歴史資源周辺 ☐ 公園周辺 ☐ 緑道沿道 ☐ 幹線道路等沿道 ☐ 広域生活拠点周辺		
			特定区域の基準	☐ 目黒川沿川 ☐ 山手通り沿道 ☐ 目黒通り沿道		
2	届 出 対 象 行 為	届 出 対 象 行 為 の 内 容				
届出対象行為の種類、設計又は施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ		階数	
		敷地面積		延べ面積		
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相	明度	彩度
			強調色	色相	明度	彩度
			屋根色	色相	明度	彩度
		許可等を取得する他法令の名称				
	(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号: 第 号 年 月 日					
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	築造面積			
高さ						
外観色彩のマンセル値		外壁基本色	色相	明度	彩度	
許可等を取得する他法令の名称						
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		構築する施設			
	法面及び擁壁の高さ		法面及び擁壁の長さ			
	許可等を取得する他法令の名称					

(3面)

3 行為の期間		着手予定日 年 月 日			
		完了予定日 年 月 日			
4 景観に関する情報の提供	種 別	☐ 説明会 (回) ☐ 個別訪問 ☐ その他 ()			
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日から	人数		
		年 月 日まで	人		
	使用した図書				
	出された意見及びそれに対する措置				
5 備考					

(日本産業規格A列4番)

（表）

※1 大規模指定建築物等
特定大規模指定建築物等 の建築等に係る事前協議書

年 月 日

目黒区長 宛て

協議者（事業主） 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

目黒区景観条例第15条の規定により協議します。

※2 目黒区受付欄

（注意）

- ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。
- ※2欄には、記入しないでください。
- 周辺状況を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図及び外観透視図（すべての外壁面に彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの）、その他必要な書類及び図書等を添付してください。

(裏)

1 行為の場所	地名地番				
	地域の別	基本基準	☐ 住宅地(住居系用途地域) ☐ 住工混在地(工業系用途地域) ☐ 商業地(商業系用途地域)		
		立地基準	☐ 歴史資源周辺 ☐ 公園周辺 ☐ 緑道沿道 ☐ 幹線道路等沿道 ☐ 広域生活拠点周辺		
		特定区域の基準	☐ 目黒川沿川 ☐ 山手通り沿道 ☐ 目黒通り沿道		
2 大規模建築物等の概要	用途		高さ	階数	
			m	階	
	敷地面積又は区域面積		延べ面積		
	㎡		㎡		
	外壁色彩のマンセル値	外壁基本色	色相	明度	彩度
		()	/ ()	/ ()	
強調色		色相	明度	彩度	
		()	/ ()	/ ()	
	アクセント色	色相	明度	彩度	
		()	/ ()	/ ()	
3 行為の期間	着手予定日	年	月	日	
	完了予定日	年	月	日	
4 備考					

(表)

指 定 提 案 書

年 月 日

目黒区長 宛て

提案者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法※1 第20条第1項 の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定することを提案
第20条第2項
します。

※2 目黒区受付欄

- (注意)
- ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。
 - ※2欄には、記入しないでください。
 - 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。

(裏)

1 建 造 物 の 名 称	
2 建 造 物 の 所 在 地	
3 所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)	
4 建 築 年	元 号 年 (西 暦 年)
5 設 計 者	
6 施 工 者	
7 外 観 の 特 徴	
8 提 案 理 由 (景観上の重要性など)	

第 号
年 月 日

様

目黒区長 

非 指 定 通 知 書

景観法 第20条第1項 第20条第2項 の規定により景観重要建造物の指定の提案があった建造物については、
指定しないこととしたので、同法第20条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 提案年月日
年 月 日
- 4 建造物の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

指 定 通 知 書

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号
- 4 指定年月日
年 月 日
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 同法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

別添のとおり

現 状 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所

申請者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

(注意) 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

1	建造物の名称	
2	建造物の所在地	
3	指定番号	号
4	指定年月日	年 月 日
5	現状変更の場所	
6	現状変更行為の種類	
7	設計方法又は施行方法	
8	着手予定日	年 月 日
9	完了予定日	年 月 日
10	許可の条件	

(表)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 

原 状 回 復 等 命 令 書

あなたが行った行為は、景観法第22条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第 1 項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第1 0 2条の規定により、30万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

滅失・き損届出書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物が※ 滅失
き損 したので、目黒区景観条例第 1 8 条の規定により
届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
※ 滅失 き損 の事実が生じた日	年 月 日
※ 滅失 き損 の 原 因	
き 損 の 場 所 及 び 程 度 (き損の場合のみ)	
※ 滅失 き損 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失 き損 の後にとられた措 置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

所 有 者 変 更 届 出 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
届出者
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり景観重要建造物の所有者が変更したので、目黒区景観条例第 1 9 条第 1 項の
規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
変更前の所有者の住所及び氏名 〔 法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称 〕	
変更後の所有者の住所及び氏名 〔 法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称 〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要建造物の所有者の氏名等を変更したので、目黒区景観条例第 1 9 条
第 2 項の規定により届け出ます。

記

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更前の氏名 〔法人にあつては、そ の名称〕	
所有者の変更後の氏名 〔法人にあつては、そ の名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

(表)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

管 理 に 関 す る 命 令 書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又はき損する
おそれがある 管理が目黒区景観条例に従って適切に行わ
れていない と認められるため、景観法第26条の規定により下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第104条の規定により、30万円以下の過料に処され
ることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

管 理 に 関 す る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、
管理が適当でないため滅失し、又はき損するお
管理が目黒区景観条例に従って適切に行わ
それがある
と認められるため、景観法第 26 条の規定により下記の措置をとることを勧告します。
れていない

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

第 号
年 月 日

様

目黒区長



指 定 解 除 通 知 書

第27条第1項
景観法 の規定により下記の景観重要建造物の指定を解除したので、通知します。
第27条第2項

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 解除の理由

(表)

景 観 重 要 樹 木 指 定 提 案 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
提案者
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法※1 第29条第1項 の規定により下記の樹木を景観重要樹木に指定することを
第29条第2項
提案します。

※2目黒区受付欄

- (注意)
- ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。
 - ※2欄には、記入しないでください。
 - 当該樹木の存する敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2, 500分の1以上の図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真、景観法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。

(裏)

1 樹 木 の 種 類	
2 樹 木 の 所 在 地	
3 所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代 表 者 の 氏 名)	
4 外 観 の 特 徴	
5 提 案 理 由 (景観上の重要性など)	

第 号
年 月 日

様

目黒区長



景 観 重 要 樹 木 非 指 定 通 知 書

景観法 第29条第1項 第29条第2項 の規定により景観重要樹木の指定の提案があった樹木については、指定しないこととしたので、同法第29条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 提案年月日
年 月 日
- 4 樹木の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第 年 月 日 号

様

目黒区長



景 観 重 要 樹 木 指 定 通 知 書

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を景観重要樹木に指定したので、通知します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 樹木の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴

景 観 重 要 樹 木 現 状 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
申請者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により下記のとおり
申請します。

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 の 場 所	
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
現 状 変 更 の 理 由	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称〕	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

(注意) 当該行為の説明図、当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第 号
年 月 日

様

目黒区長



景 観 重 要 樹 木 現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第 3 1 条第 1 項の規定により下記のとおり許可します。

記

1 樹 木 の 種 類	
2 樹 木 の 所 在 地	
3 指 定 番 号	号
4 指 定 年 月 日	年 月 日
5 現 状 変 更 の 場 所	
6 現状変更行為の種類	
7 着 手 予 定 日	年 月 日
8 完 了 予 定 日	年 月 日
9 許 可 の 条 件	

(表)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 

景 観 重 要 樹 木 原 状 回 復 等 命 令 書

あなたが行った行為は、景観法第 3 1 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定により準用する同法 2 2 条第 3 項の許可に付された条件に違反しているので、同法第 3 2 条 1 項の規定により準用する同法第 2 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 1 0 2 条の規定により、3 0 万円以下の罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要樹木の種類及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

※ 滅失 届出書
枯死

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要樹木が※滅失 したので、目黒区景観条例第 1 8 条の規定により届け出ます。
枯死

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
※滅失 枯死 の事実が生じた日	年 月 日
※滅失 枯死 の 原 因	
※滅失 枯死 の事実を知った日	年 月 日
※滅失 枯死 の後にとられた措置 その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

景 観 重 要 樹 木 所 有 者 変 更 届 出 書

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要樹木の所有者が変更したので、目黒区景観条例第 1 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
変更前の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地及び名称〕	
変更後の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地及び名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

目黒区長 様

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり景観重要樹木の所有者の氏名等を変更したので、目黒区景観条例第 1 9 条第 2 項
の規定により届け出ます。

記

樹 木 の 種 類	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
所有者の変更前の氏名 〔法人にあつては、そ の名称〕	
所有者の変更後の氏名 〔法人にあつては、そ の名称〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

(表)

		第	号
		年	日
様			
目黒区長		印	
景 観 重 要 樹 木 の 管 理 に 関 す る 命 令 書			
あなたが所有又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、又は枯死するおそれがある といない と認められるため、景観法第34条の規定により下記の措置をとることを命じます。			
なお、この命令に従わない場合は、景観法第104条の規定により、30万円以下の過料に処される ことがあります。			
記			
1	命令の対象となる景観重要樹木の種類及び指定番号		
2	命令の理由		
3	とるべき措置		
4	履行期限		
	年	月	日
5	報告期限		
	年	月	日
6	報告先		
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、目黒区長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

第 年 月 日 号

様

目黒区長 印

景 観 重 要 樹 木 の 管 理 に 関 す る 勧 告 書

あなたが所有又は管理する景観重要樹木は、
管理が適当でないため滅失し、又は枯死するおそれ
管理が目黒区景観条例に従って適切に行われて
がある
いない と認められるため、景観法第34条の規定により下記の措置をとることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要樹木の種類及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限
年 月 日
- 5 報告期限
年 月 日
- 6 報告先

第 年 月 日
号

様

目黒区長



重 要 樹 木 指 定 解 除 通 知 書

景観法 第35条第1項
第35条第2項 の規定により下記の景観重要樹木の指定を解除したので、通知します。

記

- 1 樹木の種類
- 2 樹木の所在地
- 3 解除の理由

別記第33号様式(第2条第3項、第4項関係)

景観計画区域内における行為の		完了 中止 ※1		届出書	
目黒区長 宛て				年	月 日
届出者(事業主) 住 所					
氏 名					
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕					
景観法第16条第1項の規定に基づく景観計画区域内における行為について、下記のとおり					
※1 完了 したことを届け出ます。 中止					
1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号		第 号 年 月 日			
2 行為の場所	地 名 地 番				
	地 域 の 別	基本基準	☐ 住宅地(住居系用途地域) ☐ 住工混在地(工業系用途地域) ☐ 商業地(商業系用途地域)		
		立地基準	☐ 歴史資源周辺 ☐ 公園周辺 ☐ 緑道沿道 ☐ 幹線道路等沿道 ☐ 広域生活拠点周辺		
		特定区域の基準	☐ 目黒川沿川 ☐ 山手通り沿道 ☐ 目黒通り沿道		
3 行為の種類	☐ 建築物の建築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
	☐ 工作物の建設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
	☐ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為				
	☐ 大規模指定建築物等				
	☐ 特定大規模指定建築物等				
4 完了(中止)年月日		年 月 日			
※2 目黒区受付欄					
(注意)	1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。 2 ※2欄には、記入しないでください。 3 竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。				